

平成 26 年 6 月 19 日

各 位

会 社 名 レンゴー株式会社
代表者名 代表取締役会長兼社長 大坪 清
(コード: 3941、東証第1部)
問合せ先 広 報 部 長 後藤 光行
(TEL. 03-6716-7300)

公正取引委員会からの排除措置命令および課徴金納付命令について

当社ならびに一部のグループ会社は、平成 24 年 6 月 5 日ならびに同年 9 月 19 日に、段ボールシートおよび段ボールケースの取引に関して独占禁止法違反の疑いがあるとして、公正取引委員会による立入検査を受け、以降同委員会による調査に全面的に協力してまいりました。

本日、同委員会から独占禁止法第 3 条（不当な取引制限の禁止）に違反する行為が認められるとして、排除措置命令および課徴金納付命令を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

株主の皆様、お客様をはじめ関係者の皆様には多大なご心配、ご迷惑をおかけすることになり、深くおわび申し上げます。

なお、当社といたしましては、事前通知書受領後、公正取引委員会より証拠等に関する説明を受けましたが、事実関係ならびに法律的な論点にきわめて大きな疑義があると受け止めており、審判請求も視野に、今後の対応を慎重に検討してまいります。

記

1. 排除措置命令の概要

段ボールシート、段ボールケースの取引に関し、独占禁止法第 3 条に違反する行為があったとして、当社は、違反行為が消滅していることを確認すること、独占禁止法遵守についての行動指針の周知徹底を図ること、定期的な研修・監査を実施すること等の措置をとることを命じられました。

2. 課徴金納付命令の概要

納付すべき課徴金の額：39 億 1585 万円（グループ 7 社計では、57 億 3200 万円）

※平成 26 年 3 月期決算において、事前通知段階の課徴金の額 39 億 1585 万円（グループ 7 社計では、59 億 812 万円）を特別損失として計上済みであります。

3. 役員報酬の返上

株主の皆様、お客様をはじめ関係者の皆様には多大なご心配、ご迷惑をおかけすることになりました本件の重大性を考慮し、経営陣としての深い反省を込め、代表取締役会長兼社長はじめ取締役（社外取締役を除く）および執行役員は、月額報酬の 30% から 10%を、平成 26 年 7 月から 3 か月間、自主返上することといたしました。

以 上